

平成22年生駒市議会（第2回）臨時会議案

平成22年4月28日

生 駒 市

平成 22 年生駒市議会（第 2 回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 26 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について)	1～3
議案第 27 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	4～5
議案第 28 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	6～9
議案第 29 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第 30 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	11～12
議案第 31 号	生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱について	13

議案第 26 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成22年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成22年4月28日提出

生駒市長 山下 真

専第 2 号

専 決 処 分 書

生駒市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第44条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第38条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第45条第6項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」

に、「本項」を「この項」に改める。

附則第16条の4を削り、附則第16条の5を附則第16条の4とし、附則第16条の6を附則第16条の5とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第37条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 27 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成22年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成22年4月28日提出

生駒市長 山下 真

専第 3 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「附則第15条第2項、第13項、第28項、第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」を「附則第15条第1項、第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 28 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成22年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成22年4月28日提出

生駒市長 山下 真

専第 4 号

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号から第3号までの規定中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含ま

れている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

第24条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

附則第3項中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改め、附則第8項中「その世帯の」を「その世帯に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の

国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 29 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 4 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 25 条の 3 第 1 項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 3 号、第 3 項及び第 5 項第 3 号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 6 項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第 25 条の 4 第 1 項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成22年4月28日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第12項の政令で定める金額」を「50万円」に、「当該政令で定める金額」を「50万円」に改め、同条第3項中「法第703条の4第21項の政令で定める金額」を「13万円」に、「当該政令で定める金額」を「13万円」に改める。

第3条第1項中「法」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」に改める。

第23条中「法第703条の4第12項の政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額」を「50万円を超える場合には、50万円」に、「第2条第3項本文」を「同条第3項本文」に、「法第703条の4第21項の政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額」を「13万円を超える場合には、13万円」に、「第2条第4項本文」を「同条第4項本文」に改める。

附則第 1 4 項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、附則第 1 5 項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 1 4 項及び第 1 5 項の改正規定は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

